

## 令和6年度 入湯税の使途について

入湯税とは、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設その他の消防活動に必要な施設の整備、並びに観光施設の整備を含む観光の振興に要する費用に充てることを目的にした地方税です。  
村山市では、以下の表の事業に令和6年度は392,800千円を支出し、そのうち入湯税は16,771千円となっています。

(単位：千円)

区分	事業名	事業費					備考	
			国県支出金	地方債	その他財源	一般財源		
						入湯税		その他
環境衛生施設の整備	合併処理浄化槽整備事業	4,189	2,097				2,092	
	小計	4,189	2,097			0	2,092	
鉱泉源の保護管理施設	余暇開発事業管理運営費	29,825			490	13,417	15,918	
	小計	29,825			490	13,417	15,918	
消防施設整備事業	消防施設維持管理・整備事業	265,712		210,800	2,100	506	52,306	
	小計	265,712	0	210,800	2,100	506	52,306	
観光施設の整備	余暇開発施設整備事業	78,844		67,400	9,300	1,677	467	
	小計	78,844	0	67,400	9,300	1,677	467	
観光振興 (観光施設の整備除く)	バラまつり等観光振興事業	14,230	4,001		1,893	1,171	7,165	
	うち広報に係る費用	4,156	2,078		707	342	1,029	
	うち催物に係る費用	10,074	1,923		1,186	829	6,136	
	小計	14,230	4,001	0	1,893	1,171	7,165	
合計		392,800	6,098	278,200	13,783	16,771	77,948	

※入湯税は、各事業の充当対象経費に要する一般財源額を基準に充当しています。

## 令和6年度 都市計画税の使途について

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

村山市では、以下の表の事業に令和6年度は845,071千円を支出し、そのうち都市計画税は115,007千円となっています。

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳					備考	
		国県支出金	地方債	その他財源	一般財源			
					都市計画税	その他		
対象事業費	街路	437,567	151,800	273,900	8,757	1,171	1,939	
	公園	57,401		57,400		0	1	
	下水道	47,892		16,200	31,692	0	0	
	市街地開発					0	0	
	小計	542,860	151,800	347,500	40,449	1,172	1,939	
地方債償還額	普通会計	12,829				4,832	7,997	
	下水道事業会計	289,382				109,003	180,379	
	小計	302,211	0	0	0	113,835	188,376	
合計	845,071	151,800	347,500	40,449	115,007	190,315		

※都市計画税は、各事業の充当対象経費に要する一般財源の比率に応じて案分し充当しています。